法律第七十号

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条本文中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条ただし書中「平成二十三年度」を「平成三十三年度」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（内閣府設置法の一部改正）

第二条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成二十三年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成三十三年三月三十一日	一　原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。 二　原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関すること。 三　原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

附則第四条の二中「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　海江田万里
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣臨時代理
国務大臣　岡崎トミ子

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第七十一号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めるものとする。

（障害者自立支援法の一部改正）

第二条　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「、高額障害福祉サービス費」を削り、「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「第五款　指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者（第三十六条―第五十一条）」を「第五款　指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者（第三十六条―第五十一条の二―第五十一条の四）」に、「第四節　補装具費の支給（第七十六条）」を「第四節　補装具費の支給（第七十六条）　第五節　高額障害福祉サービス等給付費の支給（第七十六条の二）」に、「第七章　審査請求（第九十七条―第百五条）」を「第七章　国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務（第九十六条の二―第九十六条の四）　第八章　審査請求（第九十七条―第百五条）」に、「第八章」を「第九章」に、「第百六条」を「第百五条の二」に、「第九章」を「第十章」に改める。

第一条中「その有する能力及び適性に応じ、」を削る。

第二条第一項第一号中「その有する能力及び適性に応じ、」を削り、同条に次の一項を加える。

4　国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない。

第三条中「その有する能力及び適性に応じ、」を削る。

第四条第一項中「精神障害者（」の下に「発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、」を加える。

第五条第一項中「重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加え、同条中第二十二項を第二十三項とし、第四項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　この法律において「同行援護」とは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

第六条中「、高額障害福祉サービス費」を削り、「及び補装具費」を「、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費」に改める。

第二章第二節の節名中「、高額障害福祉サービス費」を削る。

第十九条第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

第二十八条第一項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　同行援護

第二十九条第三項を次のように改める。

3　介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一　同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を合計した額

二　当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

第二十九条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第三項」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。